

1. 陽性者の自宅療養期間について

(1) 有症状者

① 自宅療養者

発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除。

0日目 【発症】	1日目～7日目 【自宅療養期間】	8日目 【登校可能】
発熱、風邪層状などの症状が出現	0日目またはこの期間に、PCR等で陽性が判明	症状が※軽快になった後、24時間経過していれば可能

※症状があっても軽症であれば登校可能

② 入院している者

発症日から10日経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除。

(2) 無症状者

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除。

ただし、※1 5日目に陰性が確認されれば、6日目より登校再開可能。

0日目 【PCR陽性】	1日目～7日目 【自宅療養期間】	8日目 【登校可能】
症状なし	療養期間中、症状が出現されれば、その日が発症日となり、1.(1)①の対応となる。 ※1 5日目に陰性確定かつ症状の出現がない場合は、6日目より登校可能	症状がなければ登校可能

2. 濃厚接触者の待機期間について

(1) 同居家族

感染者の『※1発症日』又は『発症後、住居内で感染対策を講じた日』のいずれか遅い方を0日目として5日間経過後、6日目より登校可能。

(または3日目の陰性確定後、4日目に登校可能)。

※1 感染者が無症状の場合は検体採取日

接触者の行動制限について

同居家族＝濃厚接触者 (保健所が確定)

患者と最後に接触してから

症状があれば
必ず受診

5日間外出自粛 (これまでと同様)

2、3日目の検査で陰性確認により ※医療用抗原検査
3日目で解除可 使用の場合

※PCRで行う場合は、3日目に陰性確定後、
4日目より登校可能

感染者と『接触が一切なくなってから』と考えます。

例) 感染者がホテル療養またはその反対、接触者が別宅(祖母宅など)にて待機

の状態

(2) 感染対策なしの接触(部活動・飲食など)

接触者PCR検査センター等にて検査し、陰性確定後すぐに登校再開。

症状がある場合は、医療機関を受診。